

長野都市計画用途地域の変更 （長野市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考 (構成比)
第一種低層住居専用地域	約 69 ha	6/10 以下	4/10 以下			10m	(1.2)
	約 962 ha	8/10 以下	5/10 以下			10m	(16.1)
	約 40 ha	10/10 以下	5/10 以下			10m	(0.7)
	小計 約 1,071 ha						18.0%
第二種低層住居専用地域	0 ha						
第一種中高層住居専用地域	約 3.8 ha	15/10 以下	5/10 以下				(0.1)
	約 509 ha	20/10 以下	6/10 以下				(8.5)
	小計 約 513 ha						8.6%
第二種中高層住居専用地域	約 660 ha	20/10 以下	6/10 以下				11.1%
第一種住居地域	約 1,776 ha	20/10 以下	6/10 以下				29.8%
第二種住居地域	約 273 ha	20/10 以下	6/10 以下				4.6%
準住居地域	約 100 ha	20/10 以下	6/10 以下				1.7%
田園住居地域	0 ha						
近隣商業地域	約 99 ha	20/10 以下	8/10 以下				(1.7)
	約 84 ha	30/10 以下	8/10 以下				(1.4)
	小計 約 183 ha						3.1%
商業地域	約 138 ha	40/10 以下	8/10 以下				(2.3)
	約 78 ha	50/10 以下	8/10 以下				(1.3)
	約 15 ha	60/10 以下	8/10 以下				(0.3)
	小計 約 231 ha						3.9%
準工業地域	約 642 ha	20/10 以下	6/10 以下				(10.8)
	約 6.7 ha	30/10 以下	6/10 以下				(0.1)
	小計 約 649 ha						10.9%
工業地域	約 436 ha	20/10 以下	6/10 以下				7.3%
工業専用地域	約 61 ha	20/10 以下	6/10 以下				1.0%
合計	約 5,953 ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

松代地区には、良好な歴史的まちなみや移転が困難な重要文化財が多く存在している。それらを保全する観点から総合的に判断し、第2回都市計画道路見直しにおいては、松代地区内の4路線を廃止路線に位置付けた。この4路線の都市計画道路の変更・廃止に伴い、用途地域を変更することで、現状に即した土地利用の推進を図る。